

平成24年度

「資産等報告書」に関する意見書

築上町政治倫理審査会

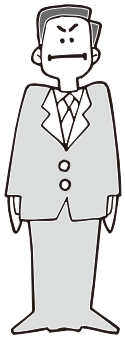
1、資産等報告書の提出状況

区分	対象者数	報告者数
提出義務者に関するもの	19人	19人
提出義務者の配偶者に関するもの	17人	17人
提出義務者の被扶養者及び同居の親族に関するもの	17人	17人
合計	53人	53人

(1) 築上町政治倫理条例(平成18年築上町条例第7号、以下「条例」という。)第4条第1項の規定により、資産等報告書(以下「報告書」という。)の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長(以下「町長等」という。)の3人及び町議会議員(以下「議員」という。)16人の計19人は、1月1日現在(教育長にあつては3月25日現在)の内容を記載した報告書を町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に全員が提出期限までに提出し、さらに議長は町長に提出しました。

築上町政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、これを町長から6月15日付で提出され、内容についての審査を求められました。

(2) 審査会が審査した報告書の内訳は、次のとおりです。



開催日	内容
第1回 7月19日(木)	審査方法の基本方針について
第2回 8月7日(火)	提出義務者別に報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第3回 8月21日(火)	照会項目に対する回答についての審査 提出義務者別に報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第4回 8月29日(水)	照会項目に対する回答についての審査 意見書作成について検討

7月19日から8月29日までの間、合計4回にわたって審査を実施しました。

その審査の概要については、次のとおりです。

2、審査の経過

(3) 提出義務者等のまとめの一覧表
添付資料(1)のとおり

3、提出義務者に対する審査・照会事項及びその回答状況

(1) 審査用一覧表の作成
提出期限内に提出された報告書について、各項目における前年との違いを明確にするため、また審査の簡素化・効率化を図るために、前年と同様に報告書記載内容の一覧表を作成したうえで、まず、本年の報告書の内容を審査し更に一覧表等から前年との比較状況を把握して、必要に応じ報告書で詳細な部分を審査するという形で審査を実施しました。

○平成24年築上町政治倫理条例例資産等報告者一覧表
添付資料(2)
○提出義務者別「平成24年資産等報告書」一覧
添付資料(3)

(2) 照会状況
審査を効率よく行うため、審査前に、審査会事務局において報告書の記載もれや記載誤りと思われる箇所の修正・確認依頼及び不足の添付資料の提出依頼をおこないました。その後、審査会による審査において、報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等

について2回に分けて照会をおこないました。

照会の主な内容は、預貯金増加の理由や減少の使途について、また、貯蓄性保険の不整合部分の説明についてなどです。

(3) 照会者数

照会日	提出義務者	対象者	回答者
8月7日(1回目)	7人	11人	11人
8月21日(2回目)	12人	18人	18人

(4) 回答状況

1 回目の照会
回答状況
照会を行った11人全員より期限内に回答がありました。

2 回目の照会
回答状況
照会を行った18人全員より期限内に回答がありました。

4. 審査方法

例年の審査方法によって、報告義務者から提出された報告書を確認し、その内容の整合性について公正な審査に努めました。その手順は次の通りです。

(1) 形式的審査

(報告書内容の確認)

提出された報告書に記入された内容項目と添付された証明書類とが合致しているかどうかについて、証明書の内容を照らし合わせながら確認しました。3、(2) 照会状況にある通り、不明確と思われる箇所あるいは書類の不備が認められたものについては、審査前に事務局から報告義務者に対し、訂正依頼および必要資料の提出を依頼しました。加えて、報告書の内容に関する疑義や不明確な項目について、審査会から報告義務者に対して書面による照会および再照会を行いました。そして、当該照会事項への回答内容をさらに精査しました。

(2) 実質的審査

(資産の変動の把握)

形式的審査と同時に、各報告義務者の資産変動の把握を行いました。例えば、不動産については固定資産評価証明書、預貯金については金融機関によって発行された残高証

明書、金銭貸借については契約書、収入については確定申告書の写しの提出を求めるなど、資産変動を正確に算定しました。その上で、実質的審査として過去3カ年の資産報告を基礎資料とし、昨年度と比較審査を行いました。比較審査において、預貯金に著しい増減が認められる場合、また動産および不動産に著しい増減が認められる場合、あるいは相当程度の収入が有るのに資産変動がない場合などについては、その理由は何か(出所あるいは使途)について報告義務者に照会し、回答を求めました。

5. 審査結果

報告義務者は、報告書の作成及び審査会の照会に対してきちんと対応していました。毎年、報告書の作成においては、報告書の執筆作業だけではなく、添付資料もたくさん準備しなくてはなりません。資料の種類によっては手数料が必要なものもありますが、有料でも添付しなければならぬのです。このような報告義務者における尽力は、おおいに評価すべきです。過去に比べると、書類の不備などの問題は、ずいぶん少なくなっています。

今回の審査で出された意見として、次のような意見がありました。

りました。

【書類の不備について】

大半の報告義務者は、必要な書類をそろえていました。ただ、一部だけですが、元々提出しなければならぬ書類をそろえていないケースもありました。もちろん、その場合は照会をしますが、最終的には全員提出されました。例年、報告書の作成は大変な作業だとは思いますが、きちんと必要書類は確認の上、提出していただきたいと思います。

【審査会の照会について】

審査会は、資産等報告書を見て、間違いがあるかどうか、何か不整合な部分があるかどうかをくまなくチェックします。そして、不明瞭なことがあったとき、疑問が生じたときに報告義務者に照会をします。とくに預貯金が大幅に増えた、高額な不動産を購入したといったときはその資金源について、逆に預貯金が大幅に減った、あるいは貯蓄性保険の解約などでかなりの収入があったはずなのに預貯金が増えたり、動産が増えたりしていないときはその使い道をたずねています。

今回は、町村議会議員共済会退職一時金収入を得た報告義務者が多かったのですが、

そうした収入があっても他の資産に変動が見られなかった場合に、その使い道の照会をしました。ほとんどの報告義務者が照会にはきちんと対応していましたが、中には「使い道に回答する条例上の義務はない」として、使い道についての回答が得られなかったケースがありました。確かに、政治倫理条例上では、資産等報告書には資金源や使い道を書くことにはなっていますが、義務もありません。しかし、審査会の照会は、その報告書や資産変動に疑問が生じたときに行いますし、条例にもどのような照会はできないといった規定はありません。ケースバイケースで、いろいろな疑問・不明確な点があれば、審査会は報告義務者に照会しなければなりません。回答が得られなかった報告義務者には再照会を行い、結果全員から回答が得られました。政治倫理審査は、クリーンな政治を保つためにも大切なくみです。是非、本町の政治倫理を充実させるためにも、先ほど述べた書類の不備と合わせて、照会にも真摯に対応をいただきたいと思います。



7. 築上町政治倫理審査会委員名簿

職	氏名	職	業
会長	森 裕 亮	専門委員	(大学准教授)
副会長	野 中 貞 祐	専門委員	(弁護士)
委員	上 田 文 博	専門委員	(公認会計士)
委員	柏 木 利 彦	専門委員	(税理士)
委員	田 尻 宥 祥	町 民	

6. 添付資料

- (1) 平成24年資産等報告書提出3役・議員名簿
- (2) 平成24年築上町政治倫理条例資産等報告者一覧表
- (3) 提出義務者別「平成24年資産等報告書」一覧
- (4) 審査会の照会に対する対象者からの回答状況